

## 旭川市随意契約の公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を行うので、旭川市契約事務取扱規則第16条の3第2項の規定により公表します。

令和3年3月31日

旭川市長 西 川 将 人

### 1 契約の名称及び概要

- (1) 契約の名称 旭川市学校施設スポーツ開放事業管理指導業務
- (2) 契約の概要
  - ア 業務内容  
旭川市学校施設スポーツ開放事業における管理指導員の業務
  - イ 履行期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
  - ウ 発注部局及び問合せ先  
旭川市6条通10丁目旭川市第三庁舎1階  
旭川市観光スポーツ交流部スポーツ課  
電話 0166-23-1944

### 2 契約の相手方の選定基準

- (1) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターであること。
- (2) 本市に登録しているもう1者の旭川市高年齢者就業機会提供団体「旭川市中高齢者福祉事業団」は、少人数でありこの業務への対応はできず、当該センターのみが可能であること。

### 3 契約の相手方の決定方法

上記2により、公益社団法人旭川市シルバー人材センターから見積書を徴収し、その見積金額が予定価格内の場合、契約を締結する。